

仙台市水防計画(案)新旧対照表(抄)

旧頁	旧	新	備考
P1～5 第3章 用語の定義	<p>第3章 用語の定義</p> <p>この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 洪水予報河川</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれのある場合や氾濫後の状況を基準地点の水位又は流量等を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>（中略）</p> <p>3 水位周知河川</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、当該河川の水位が予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。</p> <p>4 水位到達情報</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、<u>予</u>め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位及び避難判断水位への到達情報並びに氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>（中略）</p> <p>7 水防活動用警報・注意報（附属資料13参照）</p> <p>気象庁が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項、同法第14条の2第1項）。</p> <p>8 大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報（附属資料13参照）</p> <p>(1) 大雨特別警報とは、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。</p> <p>(2) 大雨警報とは、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。</p> <p>(3) 大雨注意報とは、大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。</p> <p>9 高潮特別警報、高潮警報及び高潮注意報（附属資料13参照）</p> <p>(1) 高潮特別警報とは、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条の2第1項）。</p> <p>(2) 高潮警報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。</p> <p>(3) 高潮注意報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。</p> <p>10 津波特別警報、津波警報及び津波注意報（附属資料13参照）</p> <p>(1) 津波特別警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条の2第1項）。</p> <p>なお、津波特別警報は、「大津波警報」の名称で発表する。</p> <p>(2) 津波警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。</p> <p>(3) 津波注意報とは、津波により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。</p> <p>11 洪水警報及び洪水注意報（附属資料13参照）</p> <p>(1) 洪水警報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。</p> <p>(2) 洪水注意報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。</p>	<p>第3章 用語の定義</p> <p>この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 洪水予報河川</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれのある場合や氾濫後の状況を基準地点の水位又は流量等を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項及び第4項）。</p> <p>（中略）</p> <p>3 水位周知河川</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、当該河川の水位が予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。</p> <p>4 水位到達情報</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、<u>あらかじめ</u>定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位及び避難判断水位への到達情報並びに氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>（中略）</p> <p>7 水防活動用警報・注意報（附属資料13参照）</p> <p>気象庁が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報をもって代える（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項、同法第14条の2第1項）。</p>	<p>気象業務法の改正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>

12 避難情報

(中略)

13 水位

(中略)

6 計画高水位

堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量とダムなどの流量調節施設と組み合わせて算出された計画流量に基づき決定された水位（堤防が設計上耐えられる水位）をいう。

6 水位危険度レベル

(中略)

14 重要水防箇所

(中略)

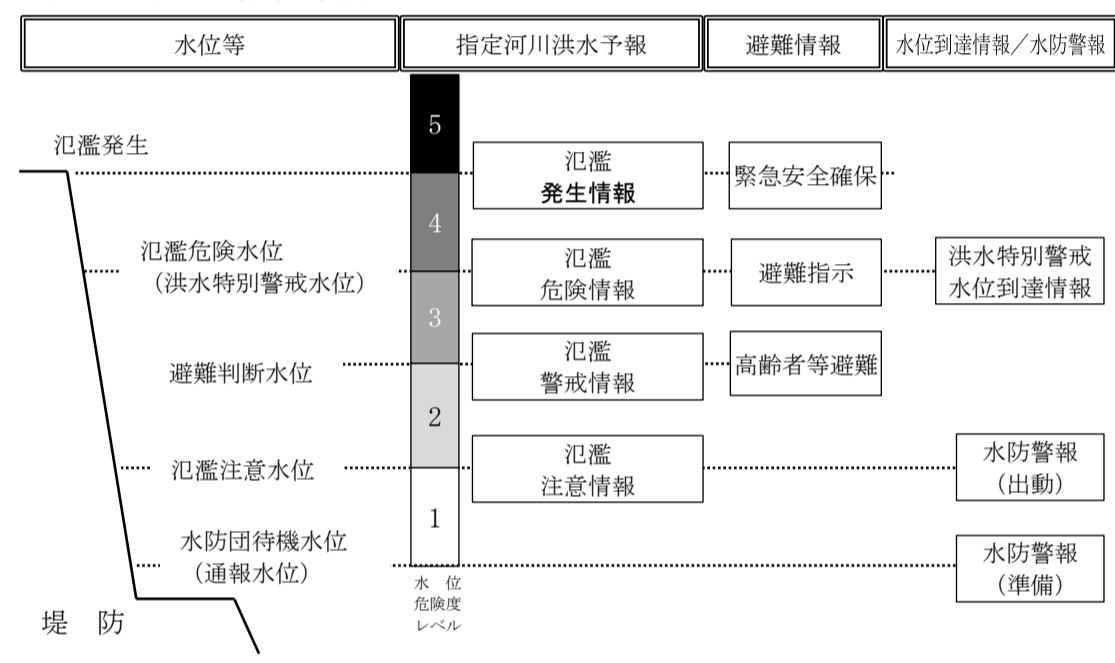
15 準重要水防箇所

(中略)

16 洪水浸水想定区域

(中略)

<<参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係>>



(以下省略)

8 避難情報

(中略)

9 水位

(中略)

5 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高）をいう）。

6 計画高水位

堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量とダムなどの流量調節施設と組み合わせて算出された計画流量に基づき決定された水位（堤防が設計上耐えられる水位）をいう。

7 水位危険度レベル

(中略)

10 重要水防箇所

(中略)

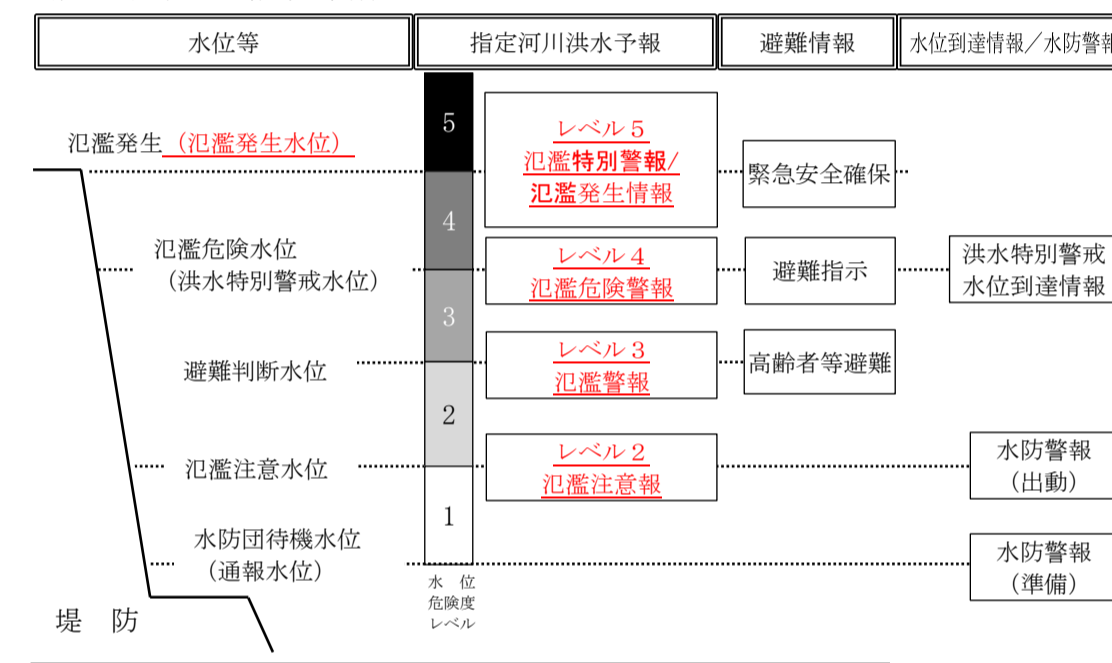
11 準重要水防箇所

(中略)

12 洪水浸水想定区域

(中略)

<<参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係>>



(以下省略)

新たな防災
気象情報運
用開始に伴
う変更

新たな防災
気象情報運
用開始に伴
う変更

<p>P9～11 第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理</p>	<p>第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理 (中略)</p> <p>第2 宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム (中略)</p> <p>2 ダム (中略)</p> <p>第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</p> <p>1 堰堤、水こう門</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広瀬川</td> <td>愛宕堰</td> <td>若林区土樋一丁目 243-2 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>仙台東土地改良区</td> <td>288-5026</td> </tr> <tr> <td>郡山堰</td> <td>太白区根岸町 15 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>郡山水利組合</td> <td>080-5559-6082</td> </tr> <tr> <td>松原第二排水樋管</td> <td>若林区若林二丁目 7-76 地先</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> <tr> <td>八本松第一排水樋管</td> <td>太白区八本松一丁目地内</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	080-5559-6082	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061	<p>排水機場新設に伴う追記</p> <p>連絡先の変更</p>										
	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																	
広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026																																		
	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	080-5559-6082																																		
	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																		
	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																		
<p>第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理 (中略)</p> <p>第2 宮城県が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム (中略)</p> <p>2 排水機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧策川</td> <td>旧策川排水機場</td> <td>太白区袋原守北河原地内</td> <td>樋門閉鎖に伴う水位上昇防止(強制排水)</td> <td>仙台土木事務所</td> <td>297-4155</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ダム (中略)</p> <p>第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</p> <p>1 堰堤、水こう門</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広瀬川</td> <td>愛宕堰</td> <td>若林区土樋一丁目 243-2 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>仙台東土地改良区</td> <td>288-5026</td> </tr> <tr> <td>郡山堰</td> <td>太白区根岸町 15 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>郡山三区水利組合</td> <td>080-5559-6802</td> </tr> <tr> <td>松原第二排水樋管</td> <td>若林区若林二丁目 7-76 地先</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> <tr> <td>八本松第一排水樋管</td> <td>太白区八本松一丁目地内</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	旧策川	旧策川排水機場	太白区袋原守北河原地内	樋門閉鎖に伴う水位上昇防止(強制排水)	仙台土木事務所	297-4155	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山 三区 水利組合	080-5559-6802	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																		
旧策川	旧策川排水機場	太白区袋原守北河原地内	樋門閉鎖に伴う水位上昇防止(強制排水)	仙台土木事務所	297-4155																																		
河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																		
広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026																																		
	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山 三区 水利組合	080-5559-6802																																		
	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																		
	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																		

<p>P18 第9章 水位の観測</p>	<p>第9章 水位の観測</p> <p>水位の観測は、宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により行う。ただし、これによる観測ができない場合等においては、次により量水標等観測者が通報を行うものとする。</p> <p>第1 量水標等観測者及び通報先 (中略)</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標(量水標管理者)</th> <th>量水標等観測者(通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考(メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川名取橋(仙台河川国道事務所)</td> <td>長町出張所又は郡山分団・中田分団</td> <td>太白消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.8 既往最高水位 10.65</td> </tr> <tr> <td>広瀬川広瀬橋(仙台河川国道事務所)</td> <td>河原町出張所又は南材分団・長町分団</td> <td>若林消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 6.77 既往最高水位 4.15</td> </tr> <tr> <td>旧策川北目橋(仙台土木事務所)</td> <td>長町出張所又は郡山分団</td> <td>太白消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.4 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>筑川杉の下橋(仙台河川国道事務所)</td> <td>太白消防署又は西多賀分団</td> <td>消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 15.2 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>七北田川市名坂(仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>八乙女分署又は市名坂分団</td> <td>泉消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 19.20 既往最高水位 3.85</td> </tr> <tr> <td>七北田川小角(仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>根白石出張所又は小角分団</td> <td>泉消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.7 既往最高水位 3.54</td> </tr> <tr> <td>梅田川苦竹(仙台土木事務所)</td> <td>宮城野消防署又は東仙台分団</td> <td>宮城野消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.79 既往最高水位—</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測場所</th> <th>観測テレメータ名(管理者)</th> <th>量水表頭観測者(通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川 茂庭字人来田</td> <td>余方観測所(国土交通省)</td> <td>茂庭出張所又は生田分団</td> <td>太白消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位(警戒水位)及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。 備考2 表2は、人来田地区にテレメータがないため、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を宮城県が計算したものである。</p> <p>(以下省略)</p>	量水標(量水標管理者)	量水標等観測者(通報担当者)	通報先	備考(メートル)	名取川名取橋(仙台河川国道事務所)	長町出張所又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65	広瀬川広瀬橋(仙台河川国道事務所)	河原町出張所又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15	旧策川北目橋(仙台土木事務所)	長町出張所又は郡山分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—	筑川杉の下橋(仙台河川国道事務所)	太白消防署又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—	七北田川市名坂(仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署又は市名坂分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 3.85	七北田川小角(仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所又は小角分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位 3.54	梅田川苦竹(仙台土木事務所)	宮城野消防署又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—	観測場所	観測テレメータ名(管理者)	量水表頭観測者(通報担当者)	通報先	備考	名取川 茂庭字人来田	余方観測所(国土交通省)	茂庭出張所又は生田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。	<p>水位周知河川の指定に伴う変更</p>
	量水標(量水標管理者)	量水標等観測者(通報担当者)	通報先	備考(メートル)																																								
名取川名取橋(仙台河川国道事務所)	長町出張所又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65																																									
広瀬川広瀬橋(仙台河川国道事務所)	河原町出張所又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15																																									
旧策川北目橋(仙台土木事務所)	長町出張所又は郡山分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—																																									
筑川杉の下橋(仙台河川国道事務所)	太白消防署又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—																																									
七北田川市名坂(仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署又は市名坂分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 3.85																																									
七北田川小角(仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所又は小角分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位 3.54																																									
梅田川苦竹(仙台土木事務所)	宮城野消防署又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—																																									
観測場所	観測テレメータ名(管理者)	量水表頭観測者(通報担当者)	通報先	備考																																								
名取川 茂庭字人来田	余方観測所(国土交通省)	茂庭出張所又は生田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。																																								
<p>第9章 水位の観測</p> <p>水位の観測は、宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により行う。ただし、これによる観測ができない場合等においては、次により量水標等観測者が通報を行うものとする。</p> <p>第1 量水標等観測者及び通報先 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標(量水標管理者)</th> <th>量水標等観測者(通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考(メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川名取橋(仙台河川国道事務所)</td> <td>長町出張所又は郡山分団・中田分団</td> <td>太白消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.8 既往最高水位 10.65</td> </tr> <tr> <td>広瀬川広瀬橋(仙台河川国道事務所)</td> <td>河原町出張所又は南材分団・長町分団</td> <td>若林消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 6.77 既往最高水位 4.15</td> </tr> <tr> <td>旧策川北目橋(仙台土木事務所)</td> <td>長町出張所又は郡山分団</td> <td>太白消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.4 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>筑川杉の下橋(仙台河川国道事務所)</td> <td>太白消防署又は西多賀分団</td> <td>消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 15.2 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>七北田川市名坂(仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>八乙女分署又は市名坂分団</td> <td>泉消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 19.20 既往最高水位 3.85</td> </tr> <tr> <td>七北田川小角(仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>根白石出張所又は小角分団</td> <td>泉消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.7 既往最高水位 3.54</td> </tr> <tr> <td>梅田川苦竹(仙台土木事務所)</td> <td>宮城野消防署又は東仙台分団</td> <td>宮城野消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.79 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>名取川余方(仙台河川国道事務所)</td> <td>茂庭出張所又は生田分団</td> <td>太白消防署を通じ消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 20.43 既往最高水位 7.42</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位(警戒水位)及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。</p> <p>(以下省略)</p>	量水標(量水標管理者)	量水標等観測者(通報担当者)	通報先	備考(メートル)	名取川名取橋(仙台河川国道事務所)	長町出張所又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65	広瀬川広瀬橋(仙台河川国道事務所)	河原町出張所又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15	旧策川北目橋(仙台土木事務所)	長町出張所又は郡山分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—	筑川杉の下橋(仙台河川国道事務所)	太白消防署又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—	七北田川市名坂(仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署又は市名坂分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 3.85	七北田川小角(仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所又は小角分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位 3.54	梅田川苦竹(仙台土木事務所)	宮城野消防署又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—	名取川余方(仙台河川国道事務所)	茂庭出張所又は生田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 20.43 既往最高水位 7.42								
量水標(量水標管理者)	量水標等観測者(通報担当者)	通報先	備考(メートル)																																									
名取川名取橋(仙台河川国道事務所)	長町出張所又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65																																									
広瀬川広瀬橋(仙台河川国道事務所)	河原町出張所又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15																																									
旧策川北目橋(仙台土木事務所)	長町出張所又は郡山分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—																																									
筑川杉の下橋(仙台河川国道事務所)	太白消防署又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—																																									
七北田川市名坂(仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署又は市名坂分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 3.85																																									
七北田川小角(仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所又は小角分団	泉消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位 3.54																																									
梅田川苦竹(仙台土木事務所)	宮城野消防署又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—																																									
名取川余方(仙台河川国道事務所)	茂庭出張所又は生田分団	太白消防署を通じ消防局(指令課)へ	堤防高 20.43 既往最高水位 7.42																																									

<p>P20～23 第10章 指定河川 洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報</p>	<p>第10章 指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報</p> <p>第1 指定河川洪水予報</p> <p>1 対象河川及び水位</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報</p> <p>法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 都道府県知事が行う洪水予報</p> <p>法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、宮城県土木部河川課と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>2 洪水予報の種類等と発表基準</p> <p>洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="413 638 1240 990"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>→ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき → 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>→ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき → 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） → 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>→ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫危険水位に到達したとき → 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>→ 氾濫が発生したとき → 氾濫が継続しているとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報</p> <p>(中略)</p> <p>2 知事が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報</p> <p>法第13条第2項の規定により、宮城県知事が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="341 1203 1153 1522"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>観測所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増田川</td> <td>左右岸 上町川合流点から海まで</td> <td>上増田</td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで</td> <td>広瀬橋</td> </tr> <tr> <td>旧笹川</td> <td>左右岸 笹川分派点から名取川合流点まで</td> <td>北目橋</td> </tr> <tr> <td>七北田川</td> <td>左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで</td> <td>小角</td> </tr> <tr> <td>梅田川</td> <td>左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで</td> <td>苦竹</td> </tr> <tr> <td>砂押川</td> <td>左右岸 多賀城市市川橋から海まで</td> <td>八幡橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 水防警報</p> <p>(中略)</p> <p>2 知事が行う水防警報</p> <p>法第16条の規定により、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。</p>	種類	標題	発表基準	「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	→ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき → 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫警戒情報」	→ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき → 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） → 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）		「氾濫危険情報」	→ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫危険水位に到達したとき → 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき		「氾濫発生情報」	→ 氾濫が発生したとき → 氾濫が継続しているとき	河川名	区域	観測所名	増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	上増田	広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋	旧笹川	左右岸 笹川分派点から名取川合流点まで	北目橋	七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹	砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から海まで	八幡橋	<p>第10章 指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報等</p> <p>第1 指定河川洪水予報</p> <p>1 対象河川及び水位</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報</p> <p>法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 都道府県知事が行う洪水予報</p> <p>法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第4項の規定により、宮城県土木部河川課と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>2 洪水予報の名称等と発表基準</p> <p>洪水予報の名称等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。</p> <p>臨時の洪水予報については、今後河川氾濫の危険性が高い状況において、発表されているレベル5 氾濫特別警報の警報等への切替時に河川氾濫に関する情報として発表する場合や、洪水予報を行う支援システム等に障害が生じた際の緊急措置として発表する場合など、以下の表に記載のない洪水予報を行うものである。</p> <table border="1" data-bbox="1581 650 2648 911"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険警報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>レベル3 氾濫警報</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報</p> <p>(中略)</p> <p>2 知事が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報</p> <p>法第13条第2項の規定により、宮城県知事が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1590 1210 2402 1576"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>観測所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増田川</td> <td>左右岸 上町川合流点から海まで</td> <td>上増田</td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで</td> <td>広瀬橋</td> </tr> <tr> <td>旧笹川</td> <td>左右岸 笹川分派点から名取川合流点まで</td> <td>北目橋</td> </tr> <tr> <td>七北田川</td> <td>左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで</td> <td>小角</td> </tr> <tr> <td>梅田川</td> <td>左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで</td> <td>苦竹</td> </tr> <tr> <td>砂押川</td> <td>左右岸 多賀城市市川橋から海まで</td> <td>八幡橋</td> </tr> <tr> <td>名取川</td> <td>左岸 仙台市太白区茂庭人来田西から仙台市太白区山田(名取川頭首工)まで</td> <td>余方</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 水防警報</p> <p>(中略)</p> <p>2 知事が行う水防警報</p> <p>法第16条の規定により、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。</p>	名称	発表基準	レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表	レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	河川名	区域	観測所名	増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	上増田	広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋	旧笹川	左右岸 笹川分派点から名取川合流点まで	北目橋	七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹	砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から海まで	八幡橋	名取川	左岸 仙台市太白区茂庭人来田西から仙台市太白区山田(名取川頭首工)まで	余方	<p>気象業務法の改正</p> <p>気象業務法の改正</p> <p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p> <p>水位周知河川の指定に伴う追記</p>
種類	標題	発表基準																																																																							
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	→ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき → 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																																																							
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫警戒情報」	→ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき → 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） → 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）																																																																							
	「氾濫危険情報」	→ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき → 氾濫危険水位に到達したとき → 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき																																																																							
	「氾濫発生情報」	→ 氾濫が発生したとき → 氾濫が継続しているとき																																																																							
河川名	区域	観測所名																																																																							
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	上増田																																																																							
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋																																																																							
旧笹川	左右岸 笹川分派点から名取川合流点まで	北目橋																																																																							
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角																																																																							
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹																																																																							
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から海まで	八幡橋																																																																							
名称	発表基準																																																																								
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表																																																																								
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																																								
レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき																																																																								
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																								
河川名	区域	観測所名																																																																							
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	上増田																																																																							
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋																																																																							
旧笹川	左右岸 笹川分派点から名取川合流点まで	北目橋																																																																							
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角																																																																							
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹																																																																							
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から海まで	八幡橋																																																																							
名取川	左岸 仙台市太白区茂庭人来田西から仙台市太白区山田(名取川頭首工)まで	余方																																																																							

河川名	区域	観測所名
名取川 支一川 広瀬川	左岸 右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋
旧笹川	左岸 右岸 笹川分派点から名取川合流点まで	北目橋
七北田川	左岸 右岸 仙台市泉区赤生津大橋から海まで	市名坂
	左岸 右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角
梅田川	左岸 右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹

3 水防警報の段階と行動内容

(中略)

(2) 水防警報の発表基準は、次のとおりである

(中略)

② 県知事所管

	観測所名	第1段階(準備)	第2段階(出動)	第3段階(解除)
広瀬川※	広瀬橋	雨量を考慮し、量水標が 水防団待機水位(通報水 位)に達し、さらに増水 し危険が予想されると き	雨量を考慮し、量水標が 氾濫注意水位(警戒水 位)に達し、さらに増水 し危険が予想されると き	氾濫注意水位(警戒水 位)を下がり水防作業の 必要がなくなったとき
旧笹川	北目橋			
七北田川	市名坂			
	小角			
梅田川	苦竹			

※ 広瀬川において、第1段階(準備)及び第2段階(出動)は、国管理区間と同時に発表する。

4 水防警報発表及び受報機関とその措置

(中略)

(2) 県知事所管

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
広瀬川	仙台北土木事務所長	水防管理者 (仙台市)	加入電話 及び 防災無線	各水防関係連絡先 電話番号は第12章 第2の8
旧笹川				
七北田川				
梅田川				

河川名	区域	観測所名
広瀬川	左岸 右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋
旧笹川	左岸 右岸 笹川分派点から名取川合流点まで	北目橋
七北田川	左岸 右岸 仙台市泉区赤生津大橋から海まで	市名坂
	左岸 右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角
梅田川	左岸 右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹
名取川	左岸 仙台市太白区茂庭人来田西から仙台市太白区山田(名取川頭首工)まで	余方

3 水防警報の段階と行動内容

(中略)

(2) 水防警報の発表基準は、次のとおりである

(中略)

② 県知事所管

河川名	観測所名	第1段階(準備)	第2段階(出動)	第3段階(解除)
広瀬川※	広瀬橋	雨量を考慮し、量水標が 水防団待機水位(通報水 位)に達し、さらに増水 し危険が予想されると き	雨量を考慮し、量水標が 氾濫注意水位(警戒水 位)に達し、さらに増水 し危険が予想されると き	氾濫注意水位(警戒水 位)を下がり水防作業の 必要がなくなったとき
旧笹川	北目橋			
七北田川	市名坂			
	小角			
梅田川	苦竹			
名取川	余方			

※ 広瀬川において、第1段階(準備)及び第2段階(出動)は、国管理区間と同時に発表する。

4 水防警報発表及び受報機関とその措置

(中略)

(2) 県知事所管

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
広瀬川	仙台北土木事務所長	水防管理者 (仙台市)	加入電話 及び 防災無線	各水防関係連絡先 電話番号は第12章 第2の10
旧笹川				
七北田川				
梅田川				
名取川				

第4 氾濫等の通報

法第24条の2の規定により、河川管理者が氾濫等の通報を行う河川(国管理)とその区域、基準観測所及び通報基準は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名	通報基準
名取川	左岸 仙台市太白区山田船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先(名取川頭首工)から海まで	名取橋	・氾濫発生水位(11.50m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで	広瀬橋	・氾濫発生水位(5.10m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
笹川	左岸 仙台市太白区西多賀五丁目から幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東から幹川合流点まで	杉の下橋	・氾濫発生水位(15.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認

記述の適正化

水防警報河川の指定に伴う追記

水防警報河川の指定に伴う追記

水防警報河川の指定に伴う追記

水防法の改正

P24～30
第11章
避難情報の発令

第11章 避難情報の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難情報を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難情報を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。

避難情報の発令に際しては、第12章第3による方法により市民に周知するものとする。

(中略)

第2 避難情報の発令基準

仙台市地域防災計画に定める避難情報の発令基準は次のとおりである。

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水 (洪水予報河川・水位周知河川等)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 氾濫警戒情報(洪水警戒報)が発表された場合 浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 氾濫危険情報(洪水警戒報)が発表された場合 浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生するおそれが高まった場合 異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 氾濫発生情報(洪水警戒報)が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合
	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。		
洪水(その他河川(中小河川))	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクル(洪水警戒報の危険度分布)で「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合 浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。(危機管理型水位計が設置されている場合に限る。) 異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。 その他氾濫の発生が確認された場合。
	対象地域	下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合		
		○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。		

(中略)

※ 堤防の浸透・侵食に係る情報の伝達については、「第12章 第2 6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図」による。

第11章 避難情報の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難情報を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難情報を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。

避難情報の発令に際しては、第12章第3による方法により市民に周知するものとする。

(中略)

第2 避難情報の発令基準

仙台市地域防災計画に定める避難情報の発令基準は次のとおりである。

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水 (洪水予報河川・水位周知河川等)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 レベル3氾濫警戒報が発表された場合 浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 レベル4氾濫危険警戒報が発表された場合 浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生するおそれが高まった場合 異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 レベル5氾濫特別警戒報/氾濫発生情報が発令された場合 その他氾濫の発生が確認された場合
	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。		
洪水(その他河川(中小河川))	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクルで「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合 浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。(危機管理型水位計が設置されている場合に限る。) 異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。 その他氾濫の発生が確認された場合。
	対象地域	下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合		
		○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。		

(中略)

※ 堤防の浸透・侵食に係る情報の伝達については、「第12章 第2 7 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図」による。

新たな防災
気象情報運
用開始に伴
う変更

第3 氾濫危険水位等の一覧

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位	0点高 (TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警報	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川国道事務所
			○		関上第二	名取市関上	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				⊖※1	余方	名取市高館熊野堂字余方川端	3.90	5.00	5.90	6.20	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市飯野坂1	1.70	2.00	2.50	2.70	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
広瀬川※2	○		○		広瀬橋	仙台市若林区河原町2-15	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	9.93	国土交通省	仙台河川国道事務所
		○		宮城県									仙台土木事務所	
旧策川		○	○		北目橋	仙台市太白区郡山字南上河原	2.70	2.70	2.90	3.10	-	1.69	国土交通省	仙台土木事務所
策川		○	○		杉の下橋	仙台市太白区富沢	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354	-0.43	国土交通省	仙台河川国道事務所
七北田川※3	○		○		市名坂	仙台市泉区市名坂石止84-1	3.35	4.00	4.30	4.50	6.032	11.70	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
		○	○		小角	仙台市泉区実沢字新坂沢3-2	1.65	1.90	2.20	2.40	-	40.68		
梅田川		○	○		苦竹	仙台市宮城野区新田5	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330	6.50	宮城県	仙台土木事務所
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.40	2.40	2.50	2.60	3.213	-0.20	宮城県	仙台土木事務所

※1 水位等の基準値は、太白区茂庭人来田西から太白区山田(名取川頭首工)までを対象として、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに、宮城県が計算したものである。

※2 上段は広瀬橋から名取川への合流点までの区間(国土交通省管理区間)、下段は愛宕橋から広瀬橋までの区間(宮城県管理区間)を対象としたものである。

※3 上段は赤生津大橋から海までの区間に係る水位を設定したものであり、下段は馬橋から赤生津大橋までの区間に係る水位を設定したものである。

第4 避難情報の発令範囲及び開設避難所

避難情報の発令範囲は、洪水浸水想定区域(水防法第14条)及びダム管理者が示すダム下流浸水想定図に示す区域を基本とする。洪水浸水想定区域は附属資料19から38、~~ダム下流浸水想定図は附属資料39から40~~のとおりである。

1 避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象

避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象は、次のとおりである。

(1) 洪水予報河川・水位周知河川・その他河川(中小河川)

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区・総合支所の指定避難所を開設する。

	河川名	避難所開設対象区・総合支所						
		青葉区※	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区※	秋保総合支所	泉区
洪水予報河川 ↓ 水位周知河川	名取川(下流部)			○	○	○		
	広瀬川(下流部)			○	○	○		
	七北田川(下流部)			○	○			○
	策川(下流部)					○		
	増田川					○		
	旧策川					○		
	七北田川(中流部)							⊖
	梅田川(下流部)			○				
	砂押川(下流部)			○				
	支倉川					○		
坪沼川					○			
後田川					○			

第3 氾濫危険水位等の一覧

河川名	河川の位置付け			観測所名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位	計画高水位	0点高 (TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警報											
名取川※1	○			名取橋	仙台市太白区大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	11.50	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川国道事務所
			○											
			○		余方	名取市高館熊野堂字余方川端	3.90	5.00	5.90	6.20	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○	上増田	名取市飯野坂1	1.70	2.00	2.50	2.70	-	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
広瀬川※2	○		○	広瀬橋	仙台市若林区河原町2-15	0.50	1.30	2.20	2.70	5.10	4.124	9.93	国土交通省	仙台河川国道事務所
		○											宮城県	仙台土木事務所
旧策川		○	○	北目橋	仙台市太白区郡山字南上河原	2.70	2.70	2.90	3.10	-	-	1.69	国土交通省	仙台土木事務所
策川		○	○	杉の下橋	仙台市太白区富沢	12.40	13.00	13.70	14.20	15.30	14.354	-0.43	国土交通省	仙台河川国道事務所
七北田川※3	○		○	市名坂	仙台市泉区市名坂石止84-1	3.35	4.00	4.30	4.50	-	6.032	11.70	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
		○	○	小角	仙台市泉区実沢字新坂沢3-2	1.65	1.90	2.20	2.40	-	40.68			
梅田川		○	○	苦竹	仙台市宮城野区新田5	2.10	2.50	2.60	2.80	-	3.330	6.50	宮城県	仙台土木事務所
砂押川		○	○	八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.40	2.40	2.50	2.60	-	3.213	-0.20	宮城県	仙台土木事務所

※1 上段は名取橋頭首工から海までの区間に係る水位を設定したものであり、下段は太白区茂庭人来田から名取川頭首工までの区間に係る水位を設定したものである。

※2 上段は広瀬橋から名取川への合流点までの区間(国土交通省管理区間)、下段は愛宕橋から広瀬橋までの区間(宮城県管理区間)を対象としたものである。

※3 上段は赤生津大橋から海までの区間に係る水位を設定したものであり、下段は馬橋から赤生津大橋までの区間に係る水位を設定したものである。

第4 避難情報の発令範囲及び開設避難所

避難情報の発令範囲は、洪水浸水想定区域(水防法第14条)及びダム管理者が示すダム下流浸水想定図に示す区域を基本とする。洪水浸水想定区域は附属資料19から38のとおりである。

1 避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象

避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象は、次のとおりである。

(1) 洪水予報河川・水位周知河川・その他河川(中小河川)

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区・総合支所の指定避難所を開設する。

	河川名	避難所開設対象区・総合支所						
		青葉区※	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区※	秋保総合支所	泉区
洪水予報河川	名取川(下流部)			○	○	○		
	広瀬川(下流部)			○	○	○		
	七北田川(下流部)			○	○			○
	<u>七北田川(中流部)</u>							○
水位周知河川	策川(下流部)					○		
	増田川					○		
	旧策川					○		
	梅田川(下流部)			○				
	砂押川(下流部)			○				

水位周知河川の指定等に伴う追記

記述の適正化

その他河川（中小河川）	笹川 （上流部）					○		
	木流堀川					○		
	広瀬川 （上流部）	○	○					
	藤川			○				
	七北田川 （上流部）							○
	梅田川 （上流部）	○	○	○				
	砂押川 （上流部）			○				
	要害川							○
	仙台川	○						○
	高柳川							○
	名取川 （上流部）					○	○	
	斉勝川	○	○					
	芋沢川		○					
	大倉川		○					
	青下川		○					
	新川		○					
	岩の川					○		
碁石川					○	○		
本砂金川						○		

(中略)

その他河川（中小河川）	<u>名取川</u> <u>（中流部）</u>						○	
	支倉川						○	
	坪沼川						○	
	後田川						○	
	笹川 （上流部）						○	
	木流堀川						○	
	広瀬川 （上流部）	○	○					
	藤川			○				
	七北田川 （上流部）							○
	梅田川 （上流部）	○	○	○				
	砂押川 （上流部）			○				
	要害川							○
	仙台川	○						○
	高柳川							○
	名取川 （上流部）						○	○
	斉勝川	○	○					
	芋沢川		○					
	大倉川		○					
	青下川		○					
	新川		○					
	岩の川						○	
	碁石川						○	○
本砂金川							○	
<u>西田中川</u>							○	
<u>萱場川</u>							○	
<u>八乙女川</u>							○	
<u>高野川</u>			○					
<u>網木川</u>	○	○				○		

(中略)

水位周知河
川の指定に
伴う追記

その他河川
の洪水浸水
想定区域の
公表に伴う
追記

2 区別指定避難所
(中略)

行政区	対象指定避難所
青葉区	旭丘小学校、荒巻小学校、五橋中学校、折立小学校、折立中学校、片平丁小学校、 上杉山中学校 、上杉山通小学校、川平小学校、北仙台小学校、北仙台中学校、 北六番丁小学校 、国見小学校、五城中学校、小松島小学校、桜丘小学校、桜丘中学校、三条中学校、仙台高等学校、第一中学校、第二中学校、台原小学校、台原中学校、立町小学校、木町通小学校、通町小学校、中山小学校、中山中学校、八幡小学校、東二番丁小学校、東六番丁小学校
宮城総合支所	愛子小学校、大沢小学校、大沢中学校、上愛子小学校、川前小学校、旧大倉小学校、旧作並小学校、旧作並小学校新川分校、栗生小学校、広陵中学校、仙台青陵中等教育学校、錦ヶ丘小学校、錦ヶ丘中学校、広瀬小学校、広瀬中学校、南吉成小学校、南吉成中学校、吉成小学校、吉成中学校
宮城野区	岩切小学校 、 岩切中学校 、 岡田小学校 、 幸町小学校 、幸町中学校、 幸町南小学校 、新田小学校、仙台工業高等学校、仙台大志高等学校、 高砂小学校 、 高砂中学校 、 田子小学校 、 田子中学校 、榴岡小学校、燕沢小学校、鶴谷小学校、鶴谷中学校、鶴谷東小学校、 鶴巻小学校 、東華中学校、 中野栄小学校 、 中野中学校 、西山小学校、西山中学校、原町小学校、東仙台小学校、東仙台中学校、東宮城野小学校、 福室小学校 、 栢江小学校 、宮城野小学校、宮城野中学校、岩切東コミュニティ・センター
若林区	荒井小学校、荒町小学校、 沖野小学校 、 沖野中学校 、 沖野東小学校 、 蒲町小学校 、 蒲町中学校 、 七郷小学校 、 七郷中学校 、 遠見塚小学校 、 八軒中学校 、 古城小学校 、 南小泉小学校 、 南小泉中学校 、 南材木町小学校 、 大和小学校 、連坊小路小学校、 六郷小学校 、 六郷中学校 、 若林小学校
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、赤石文化財収蔵庫(旧生出小学校赤石分校)、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、ろりぼっぶ小学校(旧坪沼小学校)、 郡山小学校 、 郡山中学校 、金剛沢小学校、 四郎丸小学校 、太白小学校、 富沢小学校 、 富沢中学校 、 中田小学校 、 中田中学校 、 長町小学校 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 西中田小学校 、 八本松小学校 、 東四郎丸小学校 、 東長町小学校 、人來田小学校、人來田中学校、 袋原小学校 、 袋原中学校 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、 柳生小学校 、 柳生中学校 、山田中学校
秋保総合支所	秋保小学校、秋保中学校、馬場小学校、湯元小学校
泉区	泉ヶ丘小学校、泉松陵小学校、 市名坂小学校 、桂小学校、加茂小学校、加茂中学校、北中山小学校、黒松小学校、向陽台小学校、向陽台中学校、旧実沢小学校、将監小学校、将監中央小学校、将監中学校、将監西小学校、将監東中学校、松陵中学校、住吉台小学校、住吉台中学校、仙台商業高等学校、高森小学校、高森中学校、高森東小学校、長命ヶ丘小学校、長命ヶ丘中学校、鶴が丘小学校、鶴が丘中学校、寺岡小学校、寺岡中学校、七北田小学校、七北田中学校、南光台小学校、南光台中学校、南光台東小学校、南光台東中学校、虹の丘小学校、根白石小学校、根白石中学校、野村小学校、福岡小学校、松森小学校、南中山小学校、南中山中学校、八乙女小学校、八乙女中学校、館小学校、館中学校

※の指定避難所は洪水浸水想定区域内にあるため、校舎2階以上（東長町小学校は、想定水深が3.0m以上であることから3階以上）への避難が必要である。

2 区別指定避難所
(中略)

行政区	対象指定避難所
青葉区	旭丘小学校、荒巻小学校、五橋中学校、折立小学校、 折立中学校 、片平丁小学校、 上杉山中学校 、上杉山通小学校、川平小学校、北仙台小学校、北仙台中学校、 北六番丁小学校 、国見小学校、五城中学校、小松島小学校、桜丘小学校、桜丘中学校、三条中学校、仙台高等学校、第一中学校、第二中学校、台原小学校、台原中学校、立町小学校、木町通小学校、通町小学校、中山小学校、中山中学校、八幡小学校、東二番丁小学校、東六番丁小学校
宮城総合支所	愛子小学校、大沢小学校、大沢中学校、上愛子小学校、川前小学校、旧大倉小学校、旧作並小学校、旧作並小学校新川分校、 栗生小学校 、広陵中学校、仙台青陵中等教育学校、錦ヶ丘小学校、錦ヶ丘中学校、 広瀬小学校 、広瀬中学校、南吉成小学校、南吉成中学校、吉成小学校、吉成中学校
宮城野区	岩切小学校 、 岩切中学校 、 岡田小学校 、 幸町小学校 、幸町中学校、 幸町南小学校 、新田小学校、仙台工業高等学校、仙台大志高等学校、 高砂市民センター 、 高砂小学校 、 高砂中学校 、 田子小学校 、 田子中学校 、榴岡小学校、燕沢小学校、鶴谷小学校、鶴谷中学校、鶴谷東小学校、 鶴巻小学校 、東華中学校、 中野栄小学校 、 中野中学校 、西山小学校、西山中学校、原町小学校、東仙台小学校、東仙台中学校、東宮城野小学校、 福室小学校 、 栢江小学校 、宮城野小学校、宮城野中学校、岩切東コミュニティ・センター
若林区	荒井小学校、荒町小学校、 沖野小学校 、 沖野中学校 、 沖野東小学校 、 蒲町小学校 、 蒲町中学校 、 七郷小学校 、 七郷中学校 、 遠見塚小学校 、 八軒中学校 、 古城小学校 、 南小泉小学校 、 南小泉中学校 、 南材木町小学校 、 大和小学校 、連坊小路小学校、 六郷小学校 、 六郷中学校 、 若林小学校
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、赤石文化財収蔵庫(旧生出小学校赤石分校)、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、ろりぼっぶ小学校(旧坪沼小学校)、 郡山小学校 、 郡山中学校 、金剛沢小学校、 四郎丸小学校 、太白小学校、 富沢小学校 、 富沢中学校 、 中田小学校 、 中田中学校 、 長町小学校 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 西中田小学校 、 八本松小学校 、 東四郎丸小学校 、 東長町小学校 、人來田小学校、人來田中学校、 袋原小学校 、 袋原中学校 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、 柳生小学校 、 柳生中学校 、山田中学校
秋保総合支所	秋保小学校、 秋保中学校 、馬場小学校、湯元小学校
泉区	泉ヶ丘小学校、泉松陵小学校、 市名坂小学校 、桂小学校、加茂小学校、加茂中学校、北中山小学校、黒松小学校、向陽台小学校、向陽台中学校、旧実沢小学校、将監小学校、将監中央小学校、将監中学校、将監西小学校、将監東中学校、松陵中学校、住吉台小学校、住吉台中学校、仙台商業高等学校、高森小学校、高森中学校、高森東小学校、長命ヶ丘小学校、長命ヶ丘中学校、鶴が丘小学校、鶴が丘中学校、寺岡小学校、寺岡中学校、七北田小学校、七北田中学校、南光台小学校、南光台中学校、南光台東小学校、南光台東中学校、虹の丘小学校、根白石小学校、根白石中学校、野村小学校、福岡小学校、松森小学校、南中山小学校、南中山中学校、八乙女小学校、八乙女中学校、館小学校、館中学校

※の指定避難所は洪水浸水想定区域内にあるため、校舎2階以上（東長町小学校は、想定水深が3.0m以上であることから3階以上）への避難が必要である。

※ **折立中学校、栗生小学校、秋保中学校は、防災重点農業用ため池決壊に伴う浸水想定区域内にあるため、校舎2階以上への避難が必要である。**

指定避難所
の変更

防災重点農
業用ため池
に係る追記

第12章 情報連絡

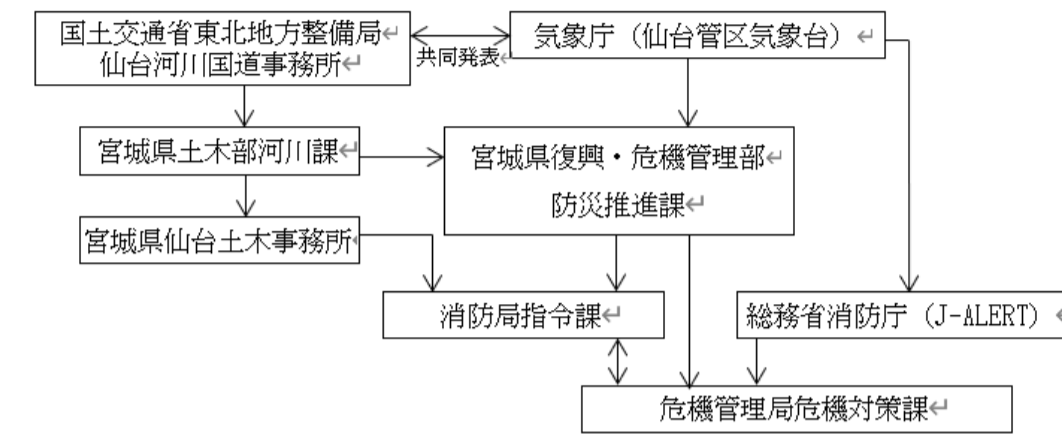
(中略)

第2 通信連絡系統

(中略)

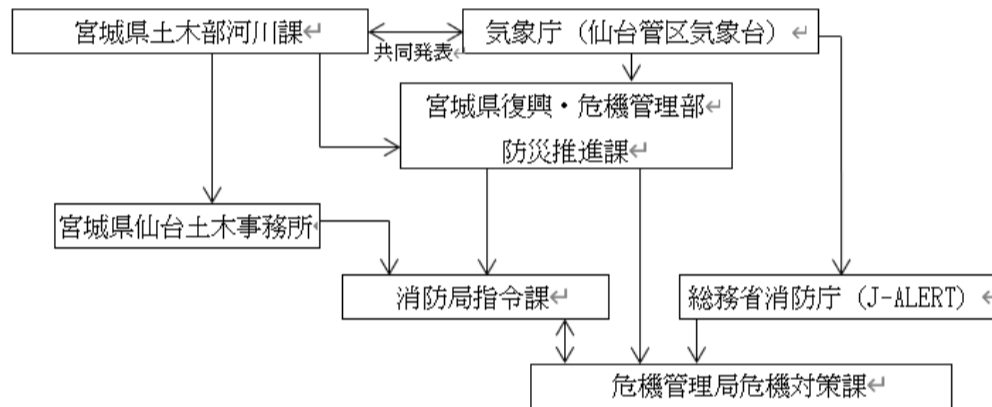
2 指定河川洪水予報伝達系統図

(1) 指定河川洪水予報伝達系統図(名取川・広瀬川)



※ 附属資料 14-1 指定河川洪水予報伝達様式(東北地方整備局) 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図(七北田川)



※ 附属資料 14-2 指定河川洪水予報伝達様式(宮城県) 参照

(中略)

第12章 情報連絡

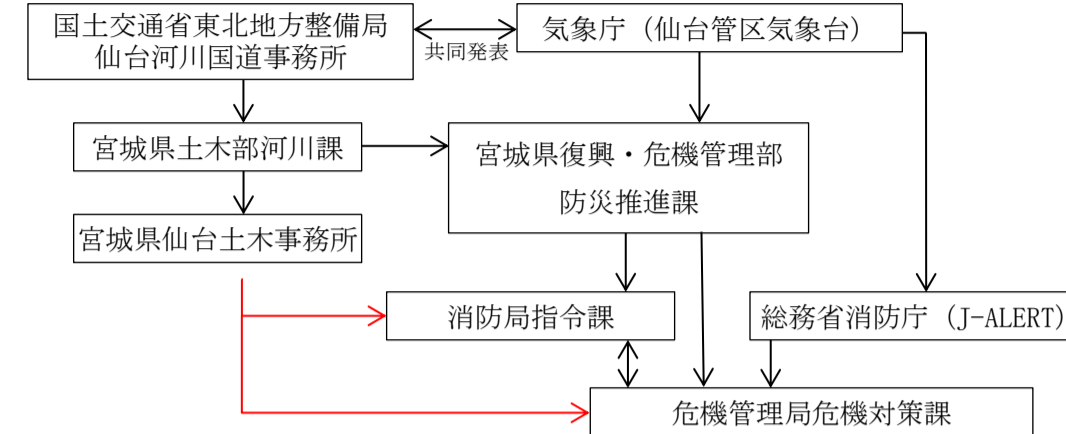
(中略)

第2 通信連絡系統

(中略)

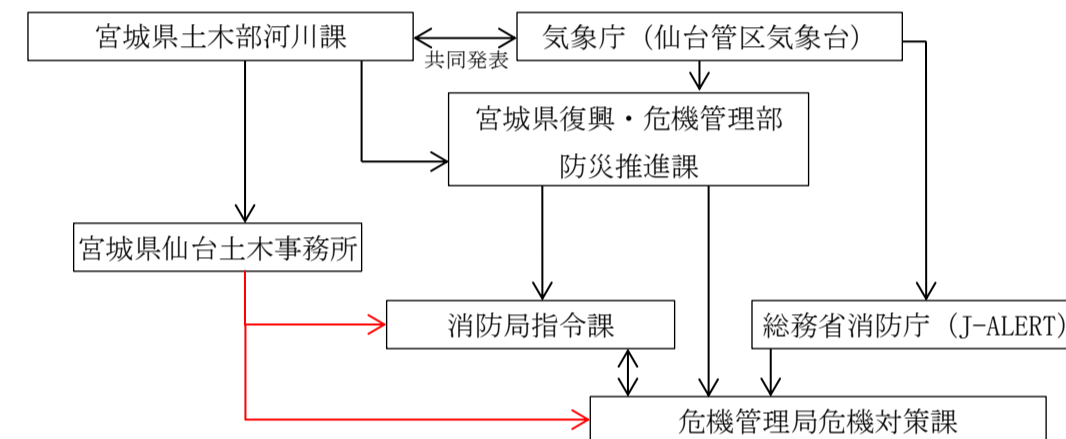
2 指定河川洪水予報伝達系統図

(1) 指定河川洪水予報伝達系統図(名取川・広瀬川)



※ 附属資料 14-1 指定河川洪水予報伝達様式(東北地方整備局) 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図(七北田川)

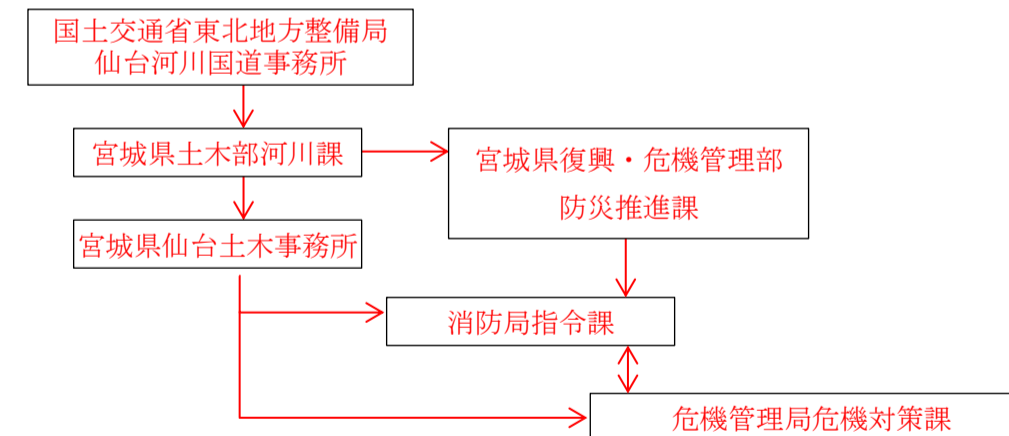


※ 附属資料 14-2 指定河川洪水予報伝達様式(宮城県) 参照

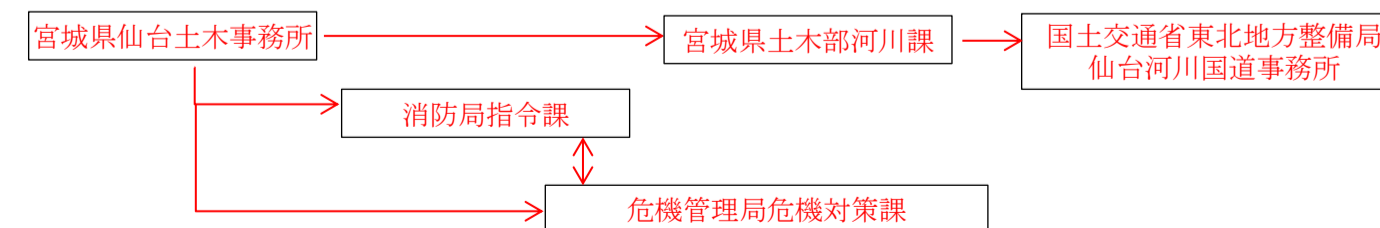
(中略)

4 氾濫等の通報に係る情報伝達系統図

(1) 国管理河川



(2) 県管理河川



伝達系統の
変更

伝達系統の
変更

水防法の改
正

水防法の改
正

4 ダム放流情報の伝達系統図

(中略)

5 笹川樋門の開閉状況に関する情報伝達系統図

(中略)

※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 18 笹川樋門の開閉操作に関する情報 (様式イ、様式ロ)」に定める様式を用いる。

6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図

(中略)

7 各種システム等情報

種類	内容
宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理機関〕 ・宮城県復興・危機管理部 防災推進課 〔端末設置部署等〕 ・危機管理局 (危機対策課) (市役所本庁舎 2 階) ・災害情報センター (青葉区役所 4 階)	○気象警報・注意報 (現況、履歴) ○指定河川洪水予報 ○土砂災害警戒情報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照時間、風向・風速等 ○河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) ・雨量情報 県内 195 か所 (うち仙台市域 23 か所) の雨量を観測 ・水位情報 県内 200 か所 (うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧笹川 1 か所、笹川 1 か所) の水位を観測。
市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保全局 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理局 (危機対策課) ・消防局 (指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川課)	○台風情報 ○レーダー雨量情報 ○テレメータ雨量情報 ○ダム関係情報 ○水質情報 ○海岸情報 ○警報等関連情報 ○水位情報
仙台管区気象台ホームページ	○気象警報・注意報・早期注意情報 (警報級の可能性) 等 ○浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)、洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ○ナウキャスト (雨雲の動き・雷・竜巻) ○今後の雨 (降水短時間予報) ○地震・津波・火山情報 ○天気予報・衛星画像 ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索 ○気象台からのコメント ○流域雨量指数の予測値※ ※ 現地情報 (水位やカメラ映像、水防団からの報告等) とあわせて利用

5 ダム放流情報の伝達系統図

(中略)

6 笹川樋門の開閉状況に関する情報伝達系統図

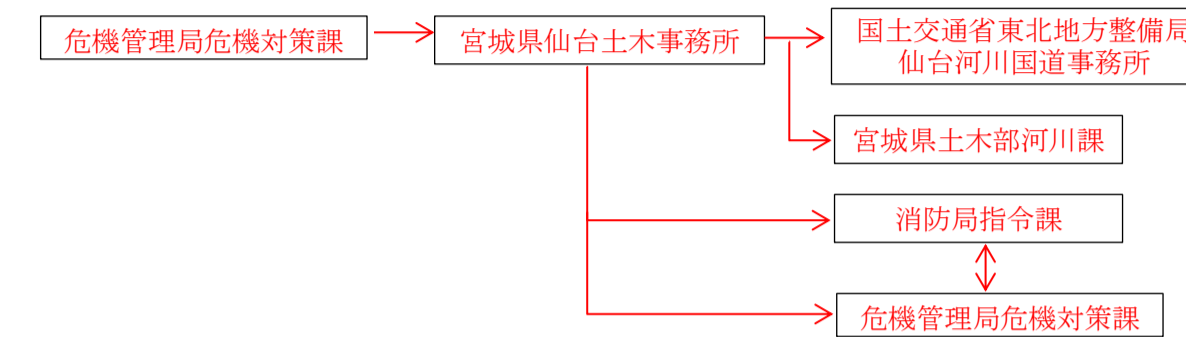
(中略)

※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 18 笹川樋門の開閉操作に関する情報 (東北地方整備局)」に定める様式を用いる。

7 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図

(中略)

8 堤防の決壊に係る情報伝達系統図



9 各種システム等情報

種類	内容
宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理機関〕 ・宮城県復興・危機管理部 防災推進課 〔端末設置部署等〕 ・危機管理局 (危機対策課) (市役所本庁舎 2 階) ・災害情報センター (青葉区役所 4 階)	○気象警報・注意報 (現況、履歴) ○指定河川洪水予報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照時間、風向・風速等 ○河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) ・雨量情報 県内 195 か所 (うち仙台市域 23 か所) の雨量を観測 ・水位情報 県内 200 か所 (うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧笹川 1 か所、笹川 1 か所) の水位を観測。
市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保全局 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理局 (危機対策課) ・消防局 (指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川課)	○台風情報 ○レーダー雨量情報 ○テレメータ雨量情報 ○ダム関係情報 ○水質情報 ○海岸情報 ○警報等関連情報 ○水位情報
仙台管区気象台ホームページ	○気象警報・注意報・早期注意情報 (警報級の可能性) 等 ○浸水キキクル、洪水キキクル、土砂キキクル、大雨キキクル ○ナウキャスト (雨雲の動き・雷・竜巻) ○今後の雨 (降水短時間予報) ○地震・津波・火山情報 ○天気予報・衛星画像 ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索 ○気象台からのコメント ○流域雨量指数の予測値※ ※ 現地情報 (水位やカメラ映像、水防団からの報告等) とあわせて利用

記述の適正化

水防法の改正

新たな防災
気象情報運
用開始に伴
う変更

	<p>8 連絡先電話番号</p> <p>(1) 水防関係機関</p> <table border="1" data-bbox="353 134 1180 435"> <tr><td>仙台管区気象台</td><td>290-5320</td><td>宮城県警察署</td><td>221-7171</td></tr> <tr><td>東北運輸局</td><td>299-8851</td><td>仙台中央警察署</td><td>222-7171</td></tr> <tr><td>仙台河川国道事務所</td><td>304-1813</td><td>仙台南警察署</td><td>246-7171</td></tr> <tr><td>釜房ダム管理所</td><td>0224-84-2171</td><td>仙台北警察署</td><td>233-7171</td></tr> <tr><td>宮城県復興・危機管理部防災推進課</td><td>211-2375</td><td>仙台東警察署</td><td>231-7171</td></tr> <tr><td>宮城県土木部河川課</td><td>211-3172</td><td>泉警察署</td><td>375-7171</td></tr> <tr><td>宮城県仙台土木事務所</td><td>297-4111</td><td>若林警察署</td><td>390-7171</td></tr> <tr><td>宮城県仙台地方ダム総合事務所</td><td>372-2103</td><td>名取市役所</td><td>384-2111</td></tr> <tr><td>大倉ダム管理事務所</td><td>393-2211</td><td>多賀城市役所</td><td>368-1141</td></tr> <tr><td>七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)</td><td>372-2927</td><td>東日本電信電話(株)宮城事業部</td><td>269-2248</td></tr> <tr><td>樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)</td><td>372-2927</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>9 消防機関等の通信系統</p> <p>(中略)</p> <p>第3 市民に対する周知方法</p> <p>(中略)</p> <p>1 高齢者等避難発令時の伝達手段</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 社の都防災 Web、社の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト、せんだい避難情報電話サービス、市危機管理局X、及び仙台市公式LINEを活用した情報提供</p> <p>(以下省略)</p>	仙台管区気象台	290-5320	宮城県警察署	221-7171	東北運輸局	299-8851	仙台中央警察署	222-7171	仙台河川国道事務所	304-1813	仙台南警察署	246-7171	釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙台北警察署	233-7171	宮城県復興・危機管理部防災推進課	211-2375	仙台東警察署	231-7171	宮城県土木部河川課	211-3172	泉警察署	375-7171	宮城県仙台土木事務所	297-4111	若林警察署	390-7171	宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名取市役所	384-2111	大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141	七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927	東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927			<p>10 連絡先電話番号</p> <p>(1) 水防関係機関</p> <table border="1" data-bbox="1563 134 2390 445"> <tr><td>仙台管区気象台</td><td>290-5320</td><td>宮城県警察署</td><td>221-7171</td></tr> <tr><td>東北運輸局</td><td>299-8851</td><td>仙台中央警察署</td><td>222-7171</td></tr> <tr><td>仙台河川国道事務所</td><td>304-1813</td><td>仙台南警察署</td><td>246-7171</td></tr> <tr><td>釜房ダム管理所</td><td>0224-84-2171</td><td>仙台北警察署</td><td>233-7171</td></tr> <tr><td>宮城県復興・危機管理部防災推進課</td><td>211-2375</td><td>仙台東警察署</td><td>231-7171</td></tr> <tr><td>宮城県土木部河川課</td><td>211-3172</td><td>泉警察署</td><td>375-7171</td></tr> <tr><td>宮城県仙台土木事務所</td><td>297-4111</td><td>若林警察署</td><td>390-7171</td></tr> <tr><td>宮城県仙台地方ダム総合事務所</td><td>372-2103</td><td>名取市役所</td><td>384-2111</td></tr> <tr><td>大倉ダム管理事務所</td><td>393-2211</td><td>多賀城市役所</td><td>368-1141</td></tr> <tr><td>七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)</td><td>372-2927</td><td><u>N T T</u>東日本(株)宮城事業部</td><td>269-2248</td></tr> <tr><td>樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)</td><td>372-2927</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p><u>11</u> 消防機関等の通信系統</p> <p>(中略)</p> <p>第3 市民に対する周知方法</p> <p>(中略)</p> <p>1 高齢者等避難発令時の伝達手段</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 社の都防災 Web、社の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト、せんだい避難情報電話・<u>F A X</u>サービス、市危機管理局X、及び仙台市公式LINEを活用した情報提供</p> <p>(以下省略)</p>	仙台管区気象台	290-5320	宮城県警察署	221-7171	東北運輸局	299-8851	仙台中央警察署	222-7171	仙台河川国道事務所	304-1813	仙台南警察署	246-7171	釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙台北警察署	233-7171	宮城県復興・危機管理部防災推進課	211-2375	仙台東警察署	231-7171	宮城県土木部河川課	211-3172	泉警察署	375-7171	宮城県仙台土木事務所	297-4111	若林警察署	390-7171	宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名取市役所	384-2111	大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141	七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927	<u>N T T</u> 東日本(株)宮城事業部	269-2248	樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927			<p>社名の変更</p> <p>システムの名称変更</p>
仙台管区気象台	290-5320	宮城県警察署	221-7171																																																																																								
東北運輸局	299-8851	仙台中央警察署	222-7171																																																																																								
仙台河川国道事務所	304-1813	仙台南警察署	246-7171																																																																																								
釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙台北警察署	233-7171																																																																																								
宮城県復興・危機管理部防災推進課	211-2375	仙台東警察署	231-7171																																																																																								
宮城県土木部河川課	211-3172	泉警察署	375-7171																																																																																								
宮城県仙台土木事務所	297-4111	若林警察署	390-7171																																																																																								
宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名取市役所	384-2111																																																																																								
大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141																																																																																								
七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927	東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248																																																																																								
樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927																																																																																										
仙台管区気象台	290-5320	宮城県警察署	221-7171																																																																																								
東北運輸局	299-8851	仙台中央警察署	222-7171																																																																																								
仙台河川国道事務所	304-1813	仙台南警察署	246-7171																																																																																								
釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙台北警察署	233-7171																																																																																								
宮城県復興・危機管理部防災推進課	211-2375	仙台東警察署	231-7171																																																																																								
宮城県土木部河川課	211-3172	泉警察署	375-7171																																																																																								
宮城県仙台土木事務所	297-4111	若林警察署	390-7171																																																																																								
宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名取市役所	384-2111																																																																																								
大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141																																																																																								
七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927	<u>N T T</u> 東日本(株)宮城事業部	269-2248																																																																																								
樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927																																																																																										
<p>P41</p> <p>第14章</p> <p>関係機関との協力及び応援</p>	<p>第14章 関係機関との協力及び応援</p> <p>(中略)</p> <p>第4 河川管理者による水防のための活動への協力</p> <p>(中略)</p> <p>2 宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、仙台市の水防活動に次の協力を行う（河川法第22条の2）。</p> <p>(1) 河川に関する情報（増田川、広瀬川・旧策川・七北田川・梅田川・砂押川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防訓練等への参加</p> <p>(4) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、宮城県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第14章 関係機関との協力及び応援</p> <p>(中略)</p> <p>第4 河川管理者による水防のための活動への協力</p> <p>(中略)</p> <p>2 宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、仙台市の水防活動に次の協力を行う（河川法第22条の2）。</p> <p>(1) 河川に関する情報（増田川、広瀬川・旧策川・七北田川・梅田川・砂押川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供</p> <p><u>(2) 旧策川排水機場の操作状況に関する情報の提供</u></p> <p>(3) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(4) 水防訓練等への参加</p> <p>(5) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、宮城県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与</p> <p>(以下省略)</p>	<p>排水機場新設に伴う追記</p>																																																																																								